

## 新行政改革大綱第3次アクションプランの取り組み内容の調査結果について（報告）

### 【調査の目的】

新行政改革大綱（平成21年改正版策定）を実現するために策定された第3次アクションプランの進捗状況を調査することにより、大綱の実現状況を確認するとともに、本市行政改革の推進状況を広く市民に公表するため、毎年実施しているものである。

当初、第3次アクションプランは、平成22年度～平成25年度の4年間の計画期間としていたが、平成25年4月から行財政改革大綱第1次アクションプラン（以下「新アクションプラン」という。）をスタートさせることとしたことに伴い、予定を1年繰り上げて平成24年度末までの3年間で取り組みを終了させることとしたため、今回は、平成24年度の各プログラム取り組み状況とあわせ、3年間の取り組み総括について調査を行ったものである。

### 【調査期間】

平成25年2月26日（火） から 平成25年3月29日（金） まで

### 【調査方法】

各プログラム所管課に対して、調査票を配布して進捗状況・取り組み総括の内容を確認し、適宜ヒアリングを行って取りまとめた（各プログラムごとの詳細については、「新行政改革大綱 第3次アクションプラン」の「3年間の取り組み総括」調査表をご覧ください）。

### 【調査項目】

(1) 平成24年度の取り組み内容及び3年間の取り組み総括

①平成24年度の取り組み内容

各プログラムで設定した「単年度目標」に対する、平成24年度における取り組み内容及び得られた成果を確認するもの。

②3年間の取り組み総括

各プログラムで設定した「計画期間における目標」に対する、平成22年度～24年度の3年間の取り組み内容と成果を総括するもの。

(2) 新アクションプランとのつながり

第3次アクションプランによる各プログラムの取り組み終了後（平成25年度以降）、新アクションプランのプログラムに引き継いで取り組みを継続するのか、もしくは、今後は

各所管課の通常業務として取り組むのかを確認するもの。

(3) プログラム達成評価

上記(1)及び(2)の調査結果を客観的に評価・分類するため、①3年間の取り組みによる目標達成度、②新アクションプランとのつながりについて、以下の指標により評価・分類を行った。

①3年間の取り組みによる目標達成度：A～Dの4段階で評価（下記凡例を参照）

②新アクションプランとのつながり：以下の2つに分類

- ・新アクションプランにおいて引き続き取り組むプログラム・・・「1」
- ・今後は所管課の通常業務として取り組むプログラム・・・「2」

《プログラム達成評価 凡例》

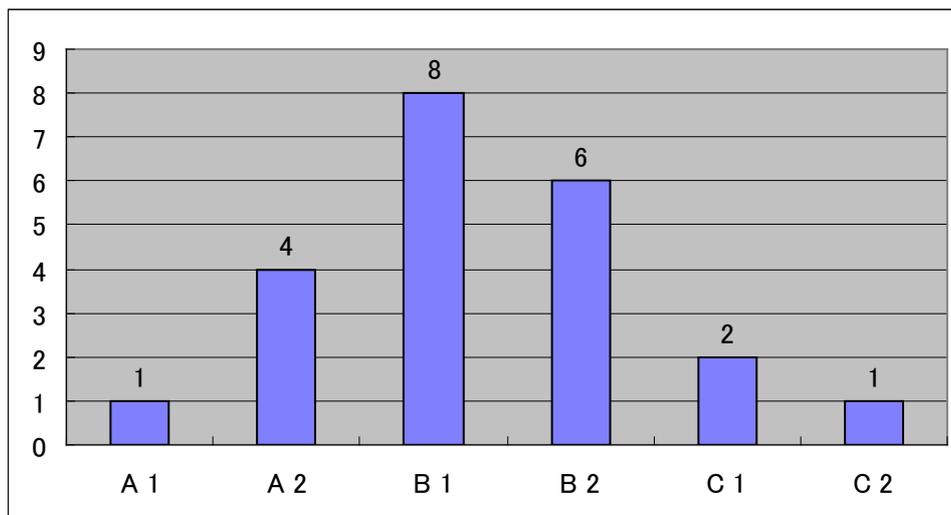
- A1… 目標を達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- A2… 目標を達成（今後は通常業務として取り組む）
- B1… 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成  
（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- B2… 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（今後は通常業務として取り組む）
- C1… 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない  
（引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- C2… 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(今後は通常業務として取り組む)
- D … プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

## 【調査結果】

※各プログラムごとの詳細については、「新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表」をご覧ください。

### (1) プログラム達成評価

表1《全体（22のプログラム）のプログラム達成評価》



#### ① 3年間の取り組みによる目標達成度

22プログラム中、5プログラムでA（目標を達成）、14プログラムでB（目標を概ね達成）の評価となった。また、3プログラムがC評価（24年度時点では目標未達成）となった。なお、D評価（プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念）となったプログラムはなかった。

#### ② 新アクションプランとのつながり

新アクションプランにおいて引き続き取り組むプログラムが11、今後は課の通常業務として取り組むプログラムが11で、同数となっている。

### (2) 調査結果の考察

冒頭で述べたとおり、本アクションプランは、新アクションプランの発効に伴い平成24年度が取り組みの最終年度となったため、当初の予定より1年早く各プログラムの総括を行うこととなった。そのため、多くのプログラムにおいて設定した目標の達成が厳しくなることが想定されたが、調査結果では22プログラム中19プログラム（86.3%）が「目標

を達成」(A評価)または「目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成」(B評価)となった。

この19プログラムのうち、「No.1 1%支援制度の活用」、「No.9 公債費の抑制」等の10プログラムについては、設定した目標をほぼ達成できたため、新アクションプランには引き継がず、今後は各課の通常業務として取り組むこととなった。一方、「No.4 定員管理の適正化」、「No.8 市税収納率の向上」等の9プログラムについては、目標は概ね達成したものの、「新たに顕在化してきた課題への対応が求められている」、「財政健全化を進めるため、更なる取り組みが必要となっている」等の理由により、これまで以上に高い目標や新たな目標を設定した上で、新アクションプランにおいて引き続き取り組むこととなった。

「平成24年度時点では目標未達成」(C評価)となったのは、「No.5 給料表の水準の点検」、「No.7 技能労務職員の給与水準の見直し」、「No.10 経常収支比率の数値目標の設定」の3プログラムである。このうち、「No.5 給料表の水準の点検」と「No.7 技能労務職員の給与水準の見直し」は、いずれも本アクションプランの終了が1年前倒しとなったことも影響し、目標としていた給与水準の見直しには至らなかったが、新アクションプランにおいて、今後2年間で抜本的な給料表の見直しを含めた人事給与制度の総体的な見直しに取り組むこととしている。また、「No.10 経常収支比率の数値目標の設定」については、税収の伸び悩みや扶助費の増などの影響により目標達成には至らなかったが、今後は新アクションプランに掲げた様々な取り組みの推進により、数値の改善を目指していくこととなった。

以上のように、新行政改革大綱が目指す「市民とともに歩む行政運営」、「変化に対応できる行政運営」、「成果を重視した行政運営」を実現するために策定された第3次アクションプランは、一部に未達成の目標や課題を残したものの、概ね順調に平成24年度までの取り組みを進め、一定の成果を挙げる事ができたものと考えている。

また、本アクションプランで取り組んできたプログラムの多くは、新アクションプランにおいても、主要なプログラムとして引き続き取り組むこととなっている。その進捗状況の管理・評価にはこれまで以上に力を注ぐとともに、取り組み状況・結果を市公式Webサイト等で随時公開していきながら、目標達成に向けた行財政改革の取り組みをいっそう進めていく。